

広報かるまい お知らせ版 その1

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

健康福祉課・福祉グループが 役場庁舎に移動しました

県立軽米病院となりの健康ふれあいセンター内で業務を行っていた健康福祉課・福祉グループは、業務の効率化を図るため、7月4日から役場庁舎1階の町民生活課となりへ移動しました。

健康福祉課・健康づくりグループの業務は、今後も健康ふれあいセンター内で行います。

役場庁舎の福祉グループと健康ふれあいセンター内の健康づくりグループの業務内容は、広報かるまい平成28年6月号をご確認いただくか、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- 健康福祉課・福祉グループ (☎46-4736)
- " ・健康づくりグループ (☎46-4111)

やさしい住まいづくり補助金の 申し込みを追加募集します

町では、要援護高齢者や重度身体障害者とその家族の負担軽減などを目的とした住宅の改修に必要な経費に対して補助金を交付しています。下記の内容で申し込みの追加募集を行いますので、ご希望の方はお問い合わせください。

【対象者】

- (1)介護保険の要介護・要支援（要支援1から要介護5）の認定を受けて、日常生活を営むのに支障がある高齢者がいる世帯。
- (2)下肢、体幹機能障害により、級別が1級から3級の身体障害者手帳の交付を受けている重度障害者の方がいる世帯。

【対象となる改善】

トイレや浴室などの改善、床面の段差解消、手すりの設置など日常動作や介護動作の向上が認められる場合。

【補助金の額】

- (1)介護保険給付対象者の場合（※上限額40万円）
対象改修費の額から対象者1人あたり介護保険住宅改修費20万円を控除した額の3分の2に相当する金額。
- (2)重度身体障害者の場合（※上限額40万円）
対象改修費の額から対象者1人あたり障害者住宅改修費20万円を控除した額の3分の2に相当する金額。

【補助対象外】

- (1)新築、増築並びに賃貸住宅の改修。
- (2)世帯の合計所得金額が基準を超えている場合。
- (3)すでに改修などが終わったもの。
- (4)過去にこの事業により補助を受けたことのある世帯。
- (5)平成14年4月1日以降に新築した住宅の改修。

【申込受付期間】

7月19日（火）から7月29日（金）まで

【募集件数】 2件

【その他】

平成29年2月末までに完了する改修が対象となります。



【問い合わせ・申し込み先】健康福祉課
福祉グループ (☎46-4736)

町で働く嘱託職員を募集します

勤務先 (職種)	健康福祉課 (保健師)
業務内容	乳幼児の健診、特定健診、がん検診、健康教室、訪問指導など町民の健康増進に関すること
募集人員	1名
免許資格等	①保健師免許 ②普通自動車運転免許
雇用期間	8月1日から3月31日 (更新あり)
賃金	月額164,100円
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合支給します
就業時間	午前9時から午後4時 (休憩60分)
休日	原則として土曜、日曜、祝日
加入保険	雇用保険・労災保険・健康保険・厚生年金
申込期限	7月22日 (金) 午後3時
試験日	7月下旬 (別途連絡します)
申込方法	市販の履歴書に写真を貼付し、紹介状 (ハローワーク二戸) と資格証の写しとともに担当グループへ提出。(郵送可)
問い合わせ 申込先	〒028-6302 軽米町大字軽米2-54-5 健康福祉課・健康づくりグループ (☎46-4111)

町が問い合わせ先や申し込み先になっている記事は、町ホームページの「各課からのお知らせ」などに、より詳しく掲載していますので、そちらもご確認ください。



2016 希望郷 **いわて国体**

第71回国民体育大会 広げよう 感動。伝えよう 感謝。

軽米町では、10月2日から
野球競技 (一般) が行われます

国体開催まで
あと 80日



平成28年度国民健康保険税のお知らせ

◎ 国民健康保険税の納付対象者

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している方を対象に、病気やけがに備えて、医療にかかる費用をお互いに負担し、支えあうための財源となるものです。

国民健康保険税は世帯ごとに課税され、世帯主が納税義務者になります。税額は世帯ごとに所得や人数、資産などに基づき計算します。

世帯主が社会保険などに加入していても、世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者となります。この場合、世帯主の所得は保険税の算定には含まれませんが、軽減判定の算定には含まれます。

★ 途中加入などの場合には早めの手続き

世帯の中で異動（転入、転出、出産、死亡、社保加入など）があった場合には、月割りで再計算し納付書を発送しますので、お早めに役場町民生活課窓口で手続きを行ってください。

◆ 転入で国保加入した方については、転入前の市町村に所得照会するため、所得がわかるまで時間がかかることがあります。そのため所得割を除いて納付書が発送されることがあります。その場合は所得が確認できた翌月に、再計算し納付書を再度送付します。

◎ 軽減について

世帯全体の総所得が、次の表の基準に該当する場合に、国民健康保険税のうち均等割と平等割の一部が軽減されます。

前年中の世帯の総所得	軽減割合
33万円以下	7割
33万円 + (26.5万円 × 国保加入者数および特定同一世帯所属者数)以下	5割
33万円 + (48万円 × 国保加入者数および特定同一世帯所属者数)以下	2割

* 軽減世帯に該当する世帯については、当初課税時に軽減されていますので、申請する必要はありません。

* 平成28年度から2割、5割の軽減判定要件が緩和されました。

◎ 納期限等

期別	納期限日	期別	納期限日
第1期	平成28年 8月1日	第5期	11月30日
第2期	8月31日	第6期	12月26日
第3期	9月30日	第7期	平成29年 1月31日
第4期	10月31日	第8期	2月28日

※ 国民健康保険税の賦課期日は4月1日です。

※ 年度途中で加入された場合は、納付回数が異なります。

★ 特別徴収対象者の納付時期

対象となる方は、65歳～74歳だけの世帯の世帯主であり、年額18万円以上の年金受給者です。

偶数月の年6回の特別徴収（年金からの引き落としによる納付）となります。4・6・8月分については、年間の国民健康保険税が確定していないため、仮徴収という形で特別徴収します。

* 年金特別徴収の対象となる方でも、口座振替で納めていただくことができます。（申請手続きが必要です）

年度途中で異動などがある場合は、普通徴収に変更になります。

◎ 税額と税率

内 訳	医療給付費	後期支援金	介護納付金
①所得割額 (前年の総所得－基礎控除額33万円)	5.6%	1.7%	1.2%
②資産割額 (固定資産税額)	18.0%	9.0%	7.0%
③均等割額 (1人あたり)	17,000円	6,000円	5,500円
④平等割額 (1世帯あたり) ※特定世帯は半額 特定継続世帯は4分の3の額(介護を除く)	23,000円	6,500円	6,500円
小計 (①～④の合計)	医療分計 ⑤	支援分計 ⑥	介護分計 ⑦
限度額	54万円	19万円	16万円
合計⑧ (年間の保険税額)	⑤ + ⑥ + ⑦		

※ 【年間の保険税額(合計額⑧) ÷ 8回(納付回数) = 1回分の納付額】となります。ただし、年金特別徴収の場合は【年間の保険税額(合計額⑧) ÷ 6回(納付回数) = 1回分の納付額】となります。

※ 1,000円未満の端数処理のため第1期の納付額が多くなることがあります。

※ 年度内に後期高齢者医療に移行する方は、誕生月の前月までの期間で計算されています。

※ 平成28年度から医療給付費と後期支援金の課税限度額が各1万円、介護納付金の課税限度額が2万円引き上げられました。

◎ 後期高齢者医療制度に伴う軽減制度

* 特定世帯

75歳に到達する方が国民健康保険から後期高齢者医療に移行することにより国保加入者が1人となる世帯は、平等割が移行した月から5年間半額になります。（介護分を除きます）

* 特定継続世帯

特定世帯の期間が5年を経過した世帯については、その後3年間平等割が4分の3の額となります。（介護分を除きます）

★ 世帯主の変更、加入者が2人以上となった場合などは特定世帯ではなくなります。

◎ 納付場所

- 新岩手農協本所・各支所
- 岩手銀行本店・各支店
- みちのく銀行本店・各支店
- 郵便局（口座振替のみ）
- 役場税務会計課

安心・確実・便利な口座振替を利用しましょう。

◎ 正しい申告をしましょう

国民健康保険税の所得割額は、前年中の所得を基に算定していますので正しい申告をしましょう。

申告をしないと、保険税の軽減が受けられないなど、加入者の不利益となることがあります。ただし、収入が公的年金だけの方は申告の必要はありません。

【問い合わせ先】税務会計課
課税グループ（☎46-4737）

広報かるまい お知らせ版 その2

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

高齢受給者証が更新されます

70歳から74歳の国民健康保険加入者の方に交付している『国民健康保険高齢受給者証』の有効期限は7月31日です。

8月1日から有効の高齢受給者証は、7月31日までに郵送しますのでご確認ください。

高齢受給者証の自己負担割合は、前年（1月～12月）の所得をもとに判定されますので、所得に変動があった方は負担割合が変わる可能性があります。

【負担割合について】

平成26年度から国による見直しが行われ、平成26年4月以降、新たに70歳となる方（昭和19年4月2日以降生まれ）は、誕生月の翌月から2割となります。昭和19年4月1日以前生まれの方は1割のまま変わりません。

※ 一定の所得がある方は3割です。

※ 同じ世帯であっても、生年月日によって、2割と1割に分かれる場合があります。

有効期限の切れた受給者証は、細かく切るなどして処分するか、役場町民生活課窓口か晴山・小軽米出張所までお届けください。

『国民健康保険高齢受給者証』を交付されている方のうち住民税非課税世帯に属する方で国保税の未納がない方は、医療機関窓口での一部負担金が軽減されます。

該当する方には『国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証』が交付されますので、保険証、高齢受給者証、認印をお持ちのうえ町民生活課へ申請してください。

第9回

「軽米町住民勉強会」の開催について (川に学ぶ体験イベント)

町では、民間業者による産業廃棄物・一般廃棄物最終処分場建設計画に関する勉強会を開催しています。今回は、次の世代に良好な環境を継承していくため、地域全体の将来を見据えた環境保全の方法を学びます。

みなさんお誘いあわせのうえ、ご参加ください。

【日時】8月11日（木）9：00～15：00
※役場前に集合、町のバスで移動します

【場所】早渡地区の瀬月内川現地
(※雨天時は町農環センター)
世増ダム農村公園（八戸市）

【内容】・瀬月内川自然観察会（魚調査など）と水質測定体験
・世増ダムの飲料水に関する視察

【講師】松井一晃氏（環境カウンセラー）
山本嘉昭氏（公益社団法人 河川財団 技術士）

【募集人数】30名（小学2年生以上）
※小学生は保護者同伴でお願いします

【参加費】300円（保険料・安全管理費など）

【募集締切】8月8日（月）

【その他】・日よけ（帽子など）、ぬれてもよい靴（サンダル以外）また、川に入りますので着替えをご用意ください。
・昼食、飲料などは各自ご持参ください。

【この枠内の問い合わせ先】町民生活課
町民生活グループ（46-4734）

ツキノワグマの出没に関する警報が発表されています

県内におけるツキノワグマの出没件数は、4月～6月（6/19現在）で1,068件と、ここ数年間で最も多く、既に7件9名の人身被害が発生しています。

今後、夏場にかけてクマの出没の増加が見込まれることから、より一層の注意喚起を行い、人身被害の未然防止について周知するため、県内全域に「ツキノワグマの出没に関する警報」が発表されました。

クマを目撃した際は、役場町民生活課・町民生活グループまたは二戸保健福祉センター・環境衛生課（☎23-9202）へご連絡ください。



【クマに出あわない工夫をしましょう】

- ◇ 入山地域のクマの出没状況についての情報を収集し、危険な場所には近づかない。
- ◇ クマの行動が活発な朝夕や霧が出ているときの行動はさける。
- ◇ 単独行動はさけ、2人以上で行動する。
- ◇ 鈴、笛、ラジオなど音のするものを身につけ、人の存在をクマに知らせる。
- ◇ 辺りに注意を払い、クマのフンや足跡を見つけたら引き返す。

【もしクマに出あってしまったら】

- ◇ 急に立ち上がったたり、大声をあげたり、物を投げつけたり、背中を見せて走って逃げるなど、クマを刺激しない。（逃げるとクマは本能的に追いかけてきます）
- ◇ クマの動きを見ながらゆっくり後退する。

【クマを引き寄せないために】

- ◇ 人や里山にクマを引き寄せないためにも、野山に生ゴミを捨てたり野生動物に餌を与えたりしてはいけません。
- ◇ 登山、ハイキング、溪流釣、山菜採りなどの際に出る生ゴミのほかにも、廃棄農畜産物の適正な処理が必要です。

7月15日は「農地の日」です

県の農業委員会系統組織（県農業会議、市町村農業委員会）は農地法が制定された7月15日を「農地の日」と定めています。

- 農地は、農業経営における重要な生産基盤のもととなっています。
- 農地は、わたしたちの食料を生産するうえでかけがえのないものです。
- 農地は、美しい景観形成や水源涵養など、農村と人々を支えています。
- 農地は、「いのち」を未来につなぐもととなります。

「農業委員会」は、この大切な農地を守る役割を果たしています。

なお、農地を農地以外に利用（転用）するときには、農地法による許可が必要となりますので、農地の転用を計画される場合は、事前に各地区の農業委員か農地利用最適化推進委員にご相談ください。

草刈り作業中の詐欺にご注意ください！

県内では、路肩の草刈り作業中、「飛んできた石が車に当たった」と示談金2万円の支払いを要求される詐欺と疑われる事案が複数発生しています。同様な事案が発生した場合には、その場で示談金を支払わず、相手の車両ナンバーを確認し、すぐに二戸警察署や最寄の駐在所に連絡しましょう。



また、農作業における草刈りや環境整備の一環としての沿道の草刈りなどを実施される際は、人や車両に気をつけて作業してください。

【連絡先】

- 二戸警察署（☎29-0110）
 - ・軽米駐在所（☎46-2004）
 - ・小軽米駐在所（☎45-2110）
 - ・晴山駐在所（☎47-2110）

戦没者遺児による慰霊有効親善事業の実施について

（財）日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。この事業は、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、旧戦地を訪れ慰霊追悼を行うことを目的としています。

【実施地域】中国、マリアナ諸島、ボルネオ・マレー半島など
 【参加費】10万円

※ 実施地域や日程の詳細はお問い合わせください。

【問い合わせ先】（財）日本遺族会事務局
 （☎03-3261-5521）

農地を「貸したい」「借りたい」の 声に応えます

公益社団法人岩手県農業公社（農地中間管理機構）は、地域農業（経営再開）マスタープランの実現に向けて、担い手への一層の農地集積・集約化を進めています。

公社を通じた農地の貸し借りには、農地所有者、担い手の双方に次のようなメリットがあります。

農地所有者

「信頼できる農地の中間的受け皿」である公社が間に入ることで、長期間、安心して農地を貸し付けることができるほか、農業経営規模の縮小やリタイアを考えている方は、一定の条件を満たした場合に経営転換協力金などの交付を受けられます。

担い手

複数の農地所有者から公社が借り入れた農地をまとまった形で借り受けることができるので、作業の効率化や生産性の向上を図ることができるほか、農地を借り受ける手続きや賃料の支払いを公社に一本化できます。

岩手県農業公社（農地中間管理機構）

なお、公社では、昨年度に引き続き、公社から農地を借り受けたい（公社からの転貸を希望する）方を、年間を通じて広く募集しています。

詳しくは、岩手県農業公社（☎019-651-2181）または、役場産業振興課にお問い合わせいただくか、公社ホームページ（<http://www.i-agri.or.jp/>）をご覧ください。

【この枠内の問い合わせ先】

産業振興課・農政企画グループ }（☎46-4739）
 農業委員会事務局

軽米・尊坊太陽光発電事業 住民説明会

雪谷川ダムフォリストパーク・軽米周辺で計画されている約40メガワットの太陽光発電事業について、町民の皆さんに理解を深めていただくために、事業者による住民説明会を開催します。

皆さんお誘い合わせのうえ、多数ご参加ください。

- 【内 容】①事業計画についての説明
 ②開発概要についての説明

日時	会場	対象
7月23日（土） 18：30～	米田農業構造改善センター （蜂ヶ塚）	全町民
7月24日（日） 13：30～	農村環境改善センター （役場となり）	

【問い合わせ先】再生可能エネルギー推進室
 エネルギー推進グループ（☎46-2111）

広報かるまい お知らせ版 その3

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

平成28年度 成人式のお知らせ

平成28年度軽米町成人式を8月15日(月)に行います。
該当する方は、平成8年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた軽米町在住の方と軽米町出身者で現在町外に在住している方です。

往復はがきで出席のご案内をしておりますが、案内が届かない場合には下記までご連絡ください。

- 【日時】 8月15日(月)
- 【日程】 9:00～ 9:50 受付
10:00～11:00 式典
11:00～11:40 記念講演会
(記念講演会終了後、記念撮影を行います。)
- 【会場】 農村環境改善センター(役場となり)



【問い合わせ先】
教育委員会事務局
生涯学習グループ
(☎46-4744)

第4回「かるまいブランド」 認証商品&飲食店メニュー大募集!

募集期間
7月15日(金)～8月19日(金)

- 【応募資格】
町内に事業所を有する飲食店や加工業者など(詳しくは、応募要綱をご確認ください)
- 【申込方法】
かるまいブランド認証応募要綱をお読みのうえ、かるまいブランド認証申請書に必要事項を記入し、町商工会へ持参または郵送でお申し込みください。
- 【募集点数】 10点程度

※ 応募要綱、認証申請書は町商工会内『かるまいブランド認証委員会までお問い合わせください。』

◇「かるまいブランド」とは



1. 軽米産の食材を使っている商品
2. 軽米にちなんだエピソードや歴史がある商品
3. 安全で安心して消費できる商品を認定し、左の認証マークを貼っています。

【申し込み・問い合わせ先】
かるまいブランド認証委員会
(町商工会内☎46-2711)

作品募集! 二戸地域ふくしアート展

二戸地域にお住まいの障がいをお持ちの方々が、制作した作品の展示会を毎月開催しています。趣味や創作活動による作品を発表してみませんか?多くの皆様の参加をお待ちしています。(作者の名前の公表はご本人の希望によります。)



- 【開催日時】 毎月下旬頃(10日間程)
- 【展示場所】 二戸地区合同庁舎1階県民ホール
- 【出展対象者】 二戸地域にお住まいの障がいをお持ちの方、福祉制度をご利用されている方。そのご家族の方。
- 【その他】 常時、申込みを受け付けています。作品の搬入、搬出は手伝います。

詳細につきましては、お問い合わせください。

【問い合わせ・申し込み先】
県北広域振興局保健福祉環境部
二戸保健福祉環境センター 福祉課
(☎23-9202)

二戸病院祭の開催について

県立二戸病院では、地域の皆さんと病院の職員が交流して病院についての理解を深めていただくため、病院公開を行います。

今年度は、がん患者・家族サロンの開所式を執り行い、その後、市民公開講座を中心として開催します。お子様が楽しめるコーナーも用意し、多くの皆様のお越しをお待ちしています。

- 【日時】 7月30日(土) 10:00～13:00
- 【会場】 県立二戸病院
- 【講師】 ①救急医療科長
②リハビリテーション技師長
③緩和ケア認定看護師
④感染管理認定看護師

【問い合わせ先】
県立二戸病院事務局 (☎23-2191)

7月テーマ図書展『くだものだもの』 7月31日まで開催中です！！

ビタミン豊富で美肌にうれしい食べ物といえば、くだもの！
今月は27日の“スイカの日”にちなんで、くだものに関する本を用意しました。どうぞ、ご利用ください！

企画展『夏休み宿題大作戦！』 ～8月18日(木)まで～

読書感想文の課題図書や工作・自由研究の本を集めました。宿題の参考にしてみてください！

おはなしの会「図書館ひろば」 ～みんなあつまれ！～

絵本の読み聞かせや紙芝居のほか、からだを動かしたり、紙を使った遊びなどを行います。
初めての方もお気軽にどうぞ。

《日時》7月23日(土) 10:00～11:00
《会場》軽米町立図書館となりの蔵
《対象》幼児、小学校低学年

熊本地震で被災した文化財の 救援と修復にご協力を

平成28年4月14日以降、熊本県を中心に相次いで発生している地震において、九州地域では、熊本城や阿蘇神社をはじめとする国や県・市町村指定の文化財や未指定ではあっても地域にとって重要な建物や道具などの資料が多数被害に遭っていると考えられます。

被災した文化財について、文化庁が中心となって被害調査を進めていますが、今後、順次救出・修復を行っていくためにも多くの浄財が必要とされています。

皆様のご協力をお願いいたします。

○寄付金の受付窓口

【郵便振替の場合】※通信欄に「熊本地震」と記入。

振替番号：00160-5-12319

加入者名：公益財団法人 文化財保護・芸術研究助成財団

【銀行振込の場合】

三井住友銀行 上野支店 普通8399622

口座名義：公益財団法人 文化財保護・芸術研究助成財団

※ 銀行振込の場合、振込社の確認が難しいため、領収書やお礼状発行等の必要上、下記問い合わせ先まで事前にご連絡を取ってください。

詳しくは、文化庁のホームページをご覧ください。

http://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/2016062003.html

【問い合わせ先】

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-50
公益財団法人 文化財保護・芸術研究助成財団
(☎03-5685-2311)

「科学の工作教室」参加者募集！！

お金の消える貯金箱、ビーズのストラップを作ります。田中館愛橋記念科学館（シビックセンター）で行っている実験工作の出張講座です。みんなと一緒に作ってみませんか？

《日時》7月29日(金) 10:30～11:30

《会場》町立図書館

《対象》小学生

《申込締切》7月26日(火)まで

《材料費》(貯金箱)150円 / (ストラップ)200円
※どちらか1つを選んで作ります



【問い合わせ・申し込み先】

町立図書館 (☎46-4333)

『介護者のつどいゆったり介護の会』 開催について

介護している方、介護に関心のある方の交流や情報交換の場として、介護者のつどい「ゆったり介護の会」を開催しています。

7月は、認知症についての分かりやすいお話です。どなたでもお気軽にご参加ください。

【日時】7月20日(水) 13:30～15:30

【場所】軽米中央公民館

【内容】○講話 「わかりやすい認知症の基礎知識」

○講師 グループホーム花の里かるまい 片桐 勉 氏



【問い合わせ先】

ゆったり介護の会

代表 竹澤

(☎46-3560)

『家族介護者教室の開催について』

介護について学び、交流する場として、家族介護者教室を開催します。

ハンドマッサージを体験して、心も体もリフレッシュしませんか？どなたでもお気軽にご参加ください。

【日時】7月27日(水) 13:30～15:00

【場所】健康ふれあいセンター(言語集団療法室)

【内容】講話と実技

「介護者のためのリラックスタイム

～ハンドマッサージ体験～」

岩手県立大学ボランティアサークル

KIPU*Labo(キプラボ)

【問い合わせ先】

健康福祉課・福祉グループ

(☎46-4736)

